

健康保険 任意継続被保険者 資格喪失 申出書

健保		
担当	事務長	常務理事

被 保 険 者 欄	提出日	令和 年 月 日
	被保険者の 記号及び番号	-
	被保険者の 生年月日	昭和 平成 令和 年 月 日
	被保険者の氏名	(フリガナ) (氏名)
	性別	男 ・ 女
被保険者の住所	郵便番号 -	電話 ()

資 格 喪 失 の 事 由	資格喪失年月日	令和 年 月 日	就職の場合：就職した日（資格取得日） 死亡の場合：死亡日の翌日 後期高齢者：資格取得日 本人の希望：翌月1日
	資格喪失の理由 (該当する□に ✓してください)	<input type="checkbox"/>	①就職により、その会社の健康保険に加入したため (添付書類：その会社の健康保険資格を取得したことがわかる書類のコピー 例：資格確認(証明)書、マイナポータルの資格画面、資格情報のお知らせ等)
		<input type="checkbox"/>	②被保険者の死亡のため (添付書類：死亡診断書等死亡日が記載された書類のコピー)
		<input type="checkbox"/>	③65歳以上で、一定の障がいにより後期高齢者医療制度が適用されること になったため (添付書類：後期高齢者医療特定疾病療養受領証のコピー)
	<input type="checkbox"/>	④任意継続被保険者でなくなることを希望するため	

【注意事項】

◆ この申出書に添付して提出するもの

- 安川電機健康保険組合の「健康保険証」または有効期限到来前の「資格確認書」
 - 被保険者（ご本人）および被扶養者（ご家族）分は全てご返却ください。
 - 「限度額適用認定証」「高齢受給者証」をお持ちの方は、併せてご返却ください。
- 資格喪失の理由に記載、添付書類をご提出ください。
- 被保険者の死亡のために資格喪失の場合は、埋葬料の請求ができますので、「埋葬料(費)請求書」を併せてご送付ください。

◆ 資格喪失の事由が④の場合

- 資格喪失日は、この申出書を当健保組合が受理した日の属する月の翌月1日となります。
- 任意継続被保険者の保険料は、この申出書を受理した日の属する月分までがかかります。
- 申出後にこの資格喪失を取り消すことはできません。
- 申出月の月末までは被保険者証等を使用することができます。
月末まで被保険者証等を使用する予定がある場合は、この申出書に被保険者証等は添付せず、申出月の翌月1日以降5日以内に当健保組合までご送付ください。「限度額適用認定証」「高齢受給者証」なども同様です。

◆ 資格喪失後受診について

- 資格喪失日以降に任意継続の健康保険を使用された場合は、当健保組合で負担している医療費を後日請求させていただきます。

◆ 保険料返還について

- 資格喪失月の保険料は不要です。返還がある場合は別途通知書をお送りします。